

サークル管理規定

前文

本細則は、学生会会則第6章により、長野救命医療専門学校学生会のサークル活動における細則を定めるものである。

第1条 サークルの設立

学生会会員は、原則的に学生会会員をメンバーとした、営利目的ではなくスポーツ・文化活動を目的としたサークルの設立を申請する権利がある。

第2条 サークルの認可

サークルの設立にあたり学生会会則第18条の通り、学生会のサークル管理委員に設立の申請を行い学生会、教務会双方の認可を得なければならない。申請は所定の書式にて行い、活動目的、活動計画、予算計画、メンバー構成等必要事項を明確にしなければならない。

以上の手続きにより認可されたサークルは、学内におけるサークルメンバーの募集、及び、サークル予算分配の権利を得る。認可申請の時期は問わない。原則的に顧問を1名以上つけること。サークルメンバーとして学生会会員が最低3人以上メンバーとして参加していなくてはならない。

第3条 必要な役職

各サークル団体は、最低限サークル責任者及び財務責任者を置かなければならない。サークル責任者は、サークル活動全般において責任を負うとともに、学生会サークル管理委員のメンバーとなり、会議等の要請時は出席の義務を有する。財務責任者は会計及び会計監査に関する細則第5条に定める業務を行うとともにサークル活動に関する財務活動における責任を負う。

第4条 予算の申請・分配

(1) 支給割合と支給上限

学生会のサークル活動予算は各団体の活動費の援助を目的としたものであり、活動費の最大半額まで援助金として支給する。援助金以外の活動費は各サークル自己負担とする。

サークル予算は1年単位で最大10万円とする。

(2) 予算の申請

各サークル長は、毎年2回サークル予算会議前に半年分の活動・予算計画書をたて報告書として提出し、学生会・教務会の承認を得ること。(新規認可サークルは、初回のみ認可申請書の認可で可とし、次半期より活動計画書を提出する。

(3) 予算会議

サークル管理委員会は、年2回(4月・10月)に各サークル長を招集し、予算会議を開催し、学生会予算会議で決定したサークル予算の各サークルへの分配を決定する。各サークルよりの申請額が予算を超過している場合は、サークル予算会議内で自己負担額等を考慮して協議の上分配する。学生

会サークル管理担当者は、決定した予算分配を報告書にまとめ学生会及び教務会の承認を得ること。

(4) 新規サークルへの予算分配

サークル予算会議後に新規に設立・認可されたサークルは、次回予算会議より予算分配の権利を得るものとする。

(5) 申請出来ない事項

サークル予算は、施設使用料、教材費、備品、講習会参加費等を主体とし、大会・講習会等参加の為に遠方に赴く際の交通費、宿泊費はサークル自己負担とし申請は出来ない。(但し、教務会が認可したボランティア活動については、この限りではない。)

第5条 出金

サークル予算会議で決定した分配金は、学生会会計より各サークル財務担当者に出金される。但し計画書に記載のない事項に対する出金は不可である。

第6条 会計

各認定サークルは、年2回(4月・10月)活動・会計報告書を作成し、学生会及び教務会に提出し監査を受け承認を得なければならない。(原則的に領収書のないものは承認できないので十分注意すること。)

第7条 認可の取り消し

以下の様な団体は認可を取り消され、活動資格を失う。認可取り消しは学生会・教務会双方の承認で決定される。

- ・ 計画通りに実際に活動が行われていない。
- ・ 周囲に迷惑となるような行動を行い本学の名誉を傷つけた団体。
- ・ 会計報告を提出しない団体。
- ・ 営利目的の活動を行った団体。

第8条 スポーツ基金

長野県専修学校各種学校体育連盟に所属するサークルで、全国大会に出場するための資金援助を目的にスポーツ基金を設立し、全国大会に出場した年度に限り、その費用の一部を予算内で援助する。援助金以外の活動費は各サークル自己負担とする。

附 則

1. この規定は平成18年7月より施行する。
2. この規定は平成27年6月1日より施行する。